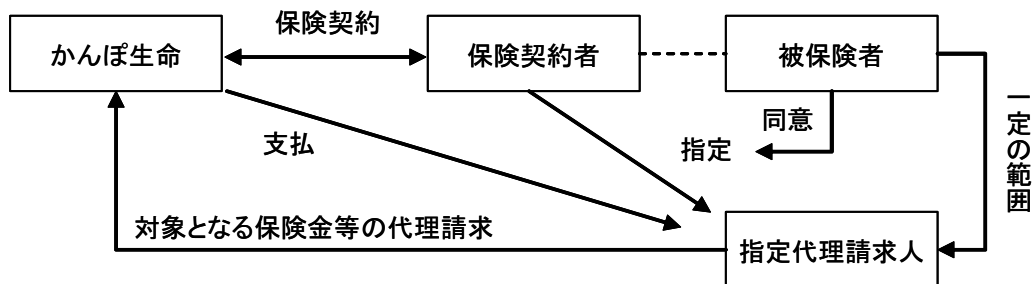


指定代理請求特則の内容

**■ 「指定代理請求特則」の仕組み**

**■ 指定代理請求が可能な場合**

保険金等の受取人である被保険者（保険料の払込免除の請求等又は重度障がいによる死亡保険金に係る重度障がいの通知の場合には、被保険者と同一人である保険契約者）が保険金等の請求をできない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

保険金等の請求をできない主な事情	具体例
○ 保険金等の請求の意思表示が困難であるとかんぼ生命が認めた場合	○ 長期間こん睡状態にある場合や、慢性的な意識障がいがあり周囲との意思疎通が完全に喪失している場合が対象
○ かんぼ生命が認める傷病名の告知を受けていない場合	○ 悪性新生物が対象

**■ 指定代理請求人の範囲**

次のいずれかに該当する方を、指定代理請求人に指定することができます。

- ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 被保険者の直系血族
- ・ 被保険者の兄弟姉妹
- ・ 被保険者と同居し、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

■ 対象となる保険金等

- ・被保険者が受け取ることとなる保険金等の請求（例 入院保険金、手術保険金、被保険者が受取人に指定されている場合の満期保険金、生存保険金 など）
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求等
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障がいの通知

■ 付加対象商品

すべての基本契約についてご利用が可能です。

■ その他

この特則をご利用するに当たり、保険料の払込みは必要ありません。

（ 参 考 ）

2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険のご契約（確定拠出終身年金保険を除きます。）につきましても、指定代理請求制度をご利用いただくことが可能です。